

「木曽谷・御嶽景観育成重点地域」を指定しました

長野県では、世界に誇る木曽地域の景観を守り、次世代へ継承していくため、これからの景観育成や景観誘導の方向性を示す独自の景観計画を策定し、「木曽谷・御嶽景観育成重点地域」を指定しました。

これにより令和9年5月2日以降、重点地域内において一定規模を超える建築行為等を行う場合には、景観法に基づく届出が必要となります。

1 景観法に基づく届出

● 届出が必要となる建築等の行為とその対象規模

対象となる行為の種類	対象規模
① 建築物の新築、増築、改築又は移転	高さ13メートル超 又は 床面積150平方メートル超
② 建築物の外観の変更(修繕、模様替、色彩変更)	変更に係る面積が200平方メートル超
③ プラント類、自動車車庫、貯蔵施設類、処理施設類の新設、増築、改築若しくは移転、外観の変更	高さ13メートル超 又は 築造面積20平方メートル超
④ 電気供給施設等の建設等	高さ8メートル超 又は 築造面積20平方メートル超
⑤ 太陽光発電施設(一団の土地又は水面に設置されるもの)の建設等	太陽電池モジュール面積の合計20平方メートル超
⑥ ③から⑤以外の工作物の建設等	高さ5メートル超
⑦ 土石の採取又は鉱物の掘採	地形の外観の変更に係る土地の面積が300平方メートル超又は生じる法面・擁壁の高さ1.5メートル超
⑧ 土地の形質の変更(土石の採取又は鉱物の掘採を除く)	変更に係る面積が300平方メートル超又は生じる法面・擁壁の高さ1.5メートル超
⑨ 屋外における物件の堆積	堆積の高さ3メートル超又は面積100平方メートル超
⑩ ①から⑥までの建築物又は工作物の外観に表示される特定外観意匠	表示面積3平方メートル超

● 届出にあたって

重点地域内を土地利用に応じて次の5つの地域に区分し、それぞれの「景観育成基準」を定めています。計画地がどの地域区分に該当するかを確認の上、適用される基準に適合するように計画してください。

地域区分	対象
① 市街地地域	● 都市計画法に基づく用途地域が指定された地域
② 歴史・文化地域	● 伝統的建造物群保存地区及び中山道からの可視領域（ただし、妻籠地区は伝統的建造物群保存地区とする） ● 木曽街道(中山道)沿いの宿場町の範囲(上記の伝建地区を除く贄川宿、藪原宿、宮ノ越宿、福島宿、上松宿、須原宿、野尻宿、三留野宿) ● 次の文化財等で、その周辺400m以内における可視領域 ・国指定重要文化財・史跡・名勝 ・日本遺産構成文化財の景観育成上重要な県宝、史跡等
③ 沿道地域	● 国道、県道、目的地へのアクセス道路の沿道30mの区域
④ 山麓・田園地域	● 国土利用計画法に基づき農業地域として定められた地域
⑤ 山地地域	● 上記1から4以外の地域

2 届出を行う時期と相談・提出窓口

- 工事着手の30日前までに届出書を提出してください。(例:5月2日着手の場合は4月1日までに届出)

- 制度内容や届出手続の詳細については、以下の担当課へお問い合わせください。

制度概要等について:長野県 建設部 都市・まちづくり課(電話:026-235-7296(直通))

個別相談、届出提出 :所管する建設事務所 木曽建設事務所 整備・建築課 : 上松町、南木曽町、木曽町、木祖村、王滝村、大桑村

松本建設事務所 建築課 : 塩尻市

木曽谷・御嶽景観育成重点地域景観計画の詳細につきましては、長野県ホームページでもご覧いただけます。
(<https://www.pref.nagano.lg.jp/toshikei/keikan/20261022keikakukaitei.html>)